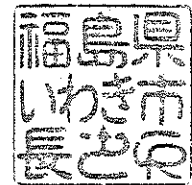




26 水浄第 29 号  
平成 26 年 8 月 25 日

いわき市水道水源保護審議会会長  
原田 正光 様

いわき市長 清水 敏男



水道水源の保護に関することについて（諮問）

いわき市水道水源保護条例（平成 4 年いわき市条例第 3 号）第 14 条第 2 項の  
規定に基づき、次の事項について貴審議会の意見を求めます。

- 1 水道水源保護地域に関することについて
- 2 排水基準に関することについて
- 3 そのほか水道水源の保護に関する重要な事項について



## 諮 問 理 由

本市水道事業は、原水の約82%を複数の中小河川に依存しており、これらの水源河川の水質汚濁を防止し、水源保全に努めることが、安全で良質な水道水を供給する上で重要かつ不可欠であることから、各種施策に取り組んでいるところです。

つきましては、将来にわたって水道水源の水質を守り、市民に安心・安全な水道水を提供していくため、水源の保護に関して、貴審議会のご意見を賜りたく、諮問いたします。